新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>収入源となる業務の喪失や売り上げの</u> <u>減少</u>などが生じて<u>所得が相当程度まで下がった場合</u>は、臨時特例措置として本人申告の 所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方

受付開始日:令和2年5月1日

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

①新型コロナウイルス感染症の 影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が 失われた等により収入が減少したこと。

2 所得が相当程度まで下かった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額 (※1) が、 国民年金保険料免除基準相当 (※2) (※3) になることが見込まれる方

(裏面の免除承認の所得基準をご確認ください)

- ※1 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
- ※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当(例:単身世帯の場合は57万円以下)や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。
- ※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます。

申請の対象となる期間

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。

申請に必要なもの

- 1. 国民年金保険料免除·納付猶予申請書
 - ※「②特例認定区分」欄の「3. その他」にOをし、「臨時特例」と記入してください。
- 2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
 - ※ 所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

申請方法

- ●国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- *新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

お問い合わせ先

日本年金組織ホームページはご生息》

●お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル: 12 0570-003-004

月~金曜日 8:30~19:00 第2土曜日 9:30~16:00







事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の納付猶予制度の特例のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少※1があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の納付を猶予することができます。

特例による納付の猶予が認められた場合は、厚生年金保険料等※2の納期限から1年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

- ※1 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当します。
- ※2 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

日本年金機構ホームページから申請書の書式及び申請の手続きにかかる手引きがダウンロードできます。

厚生年金保険料納付猶予相談窓口のご案内

※050で始まる電話ではご利用いただけません。 一般電話もしくは携帯電話にておかけください。

(受付時間) 月~金(土日祝日は除く) 9:00~17:00

※お電話でのご案内のみとなります。おかけ間違いのないようにご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な事業主・船舶所有者のみなさまからの、猶予制度に関する一般的なお問い合わせをお受けしております。

猶予制度に関する一般的なお問い合わせをご希望の方は厚生年金保険料納付猶予相 談窓口をご利用ください。

なお、年金事務所でも、納付を猶予する制度に関するご質問をお受けしております。

※ 厚生年金保険料納付猶予相談窓口では、猶予申請書等の提出は受け付けておりません。猶予申 請書等は管轄の年金事務所へご提出ください。

